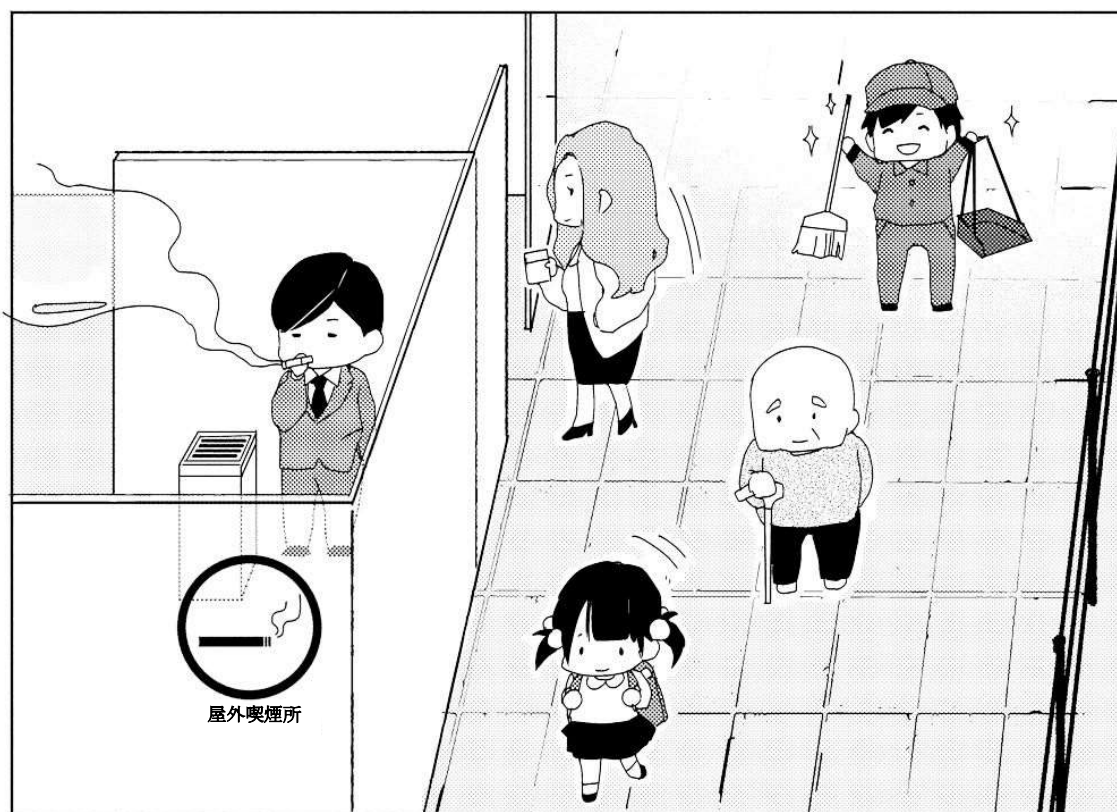


川口市路上分煙基本計画2024



川口市では、平成17年5月に「川口市路上喫煙の防止等に関する条例」を施行しており、川口市内の公道などの場所では、できる限り路上喫煙をしないように努める義務があります。

また、人通りが多く、路上喫煙を禁止することが特に必要とされている地区を「路上喫煙禁止地区」としており、市域の全駅周辺を指定しています。

その中で、対策を行う必要があると思われる意見も見受けられます。そのため、非喫煙者と喫煙者の相互に配慮できる分煙化を推進するため、当計画を改定することといたしました。



目 次

○川口市路上分煙基本計画・同実施計画と各関係法令や 計画等との位置づけについて	・ ・ ・ 1
○これまでの路上喫煙防止について	・ ・ ・ 2
○路上喫煙を取り巻く社会環境の変化	・ ・ ・ 5
○川口市路上分煙基本計画の期間中における 市民等からの意見と成果の検証	・ ・ ・ 7
○川口市路上分煙基本計画 2 0 2 4	・ ・ ・ 10
○参考資料	・ ・ ・ 12



川口市路上分煙基本計画・同実施計画と各関係法令や計画等との位置づけについて

路上喫煙を取り巻く社会環境の変化

- 1 健康増進法改正による分煙対策への自治体の配慮（望まない受動喫煙対策）
- 2 地方税制におけるたばこ税の分煙施策への有効活用
- 3 市民の喫煙状況に対応した必要な対策
- 4 川口市市民意識調査において市民が受動喫煙を受けた場所の1位が路上であること
- 5 市民からの路上喫煙防止対策への意見等

川口市路上分煙基本計画の期間中における市民等からの意見と成果の検証

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- 第5条 道路等公共の場所を汚すことの禁止
第16条 廃棄物のみだりな投棄禁止

川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例

- 第3条 吸い殻等の散乱への施策の総合的实施
第7条 飲料容器等のみだりな投棄禁止

健康増進法

- 第25条 地方公共団体の受動喫煙の防止
に必要な環境の整備等への配慮

川口市路上喫煙の防止等に関する条例

- 第3条 路上喫煙の防止についての施策を総合的に実施

川口市路上分煙基本計画2024

・（1）各駅周辺など人通りが多い場所であること、（2）意見等が多数あること、（3）調査等により路上喫煙対策が実施可能であること、の要件を満たす場合は、総合的に勘案して路上喫煙禁止地区の指定を行うなど、分煙化を促進する。

川口市路上分煙実施計画

必要に応じ策定し、各年度における具体的かつ実現可能な分煙化を行う。

路上喫煙禁止地区 の指定等

- ・各要件の確認・調査・
聴き取り・調整等

路上喫煙禁止地区内の 必要な路上分煙対策

- ・喫煙所の設置・改修等
・パトロール・清掃等

路上における分煙ルールと マナーの周知・啓発の促進

- ・川口市の分煙ルールとマ
ナー意識向上の周知啓発



SDGs 目標11

「住み続けられるまちづくりを」に寄与



SDGs 目標3

「すべての人に健康と福祉を」に寄与

川口市総合計画、川口市環境基本計画、川口市一般廃棄物処理基本計画との整合

これまでの路上喫煙防止について

1 川口市路上喫煙の防止等に関する条例制定の背景

(1) 飲料容器等の不法投棄防止施策の重要性

本市では平成 12 年 4 月に飲料容器等（たばこの吸い殻を含む）の散乱の防止を規定した川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例を施行し、様々な啓発やクリーンタウン作戦等を実施してきました。

これら飲料容器等の対策を行う中で、たばこの吸い殻の不法投棄とともに、路上における喫煙の防止についても、あわせて対策をしていくことが重要となってきました。

(2) 健康増進法の制定による、受動喫煙の防止の位置づけ

平成 14 年 8 月に制定された健康増進法第 25 条では、「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」ととされていきました。

これに対して、路上は同法第 25 条で規定している施設には含まれない一方、多数の市民や通行者が往来する路上での喫煙マナーや受動喫煙に関する社会的関心が増してきました。

また、平成 17 年 2 月に発効された世界保健機関（WHO）によるたばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（略称：たばこ規制枠組条約）では、たばこの消費等が健康に及ぼす悪影響から、現在及び将来の世代を保護することを目的とした、たばこに関する国際協力について定められました。

(3) 雑踏における喫煙の被害の社会問題化

火のついたたばこの先端温度は摂氏 700 度に達することから、受動喫煙だけではなく、たばこの火による火傷等、人体及び衣服等への深刻な被害が懸念されています。また、喫煙者のたばこを持つ手の高さは、ちょうど子どもの顔の高さに位置すると言われています。

こうした背景から、平成 17 年 5 月に川口市路上喫煙の防止等に関する条例を施行し、その目的として道路や公園などの公共の場所での喫煙マナーと環境美化意識の向上を図り、たばこの火による火傷、煙による第三者への健康被害及びたばこの吸い殻の散乱等を防止し、安全で快適な歩行空間と清潔な地域環境を確保することとしました。

2 川口市路上喫煙の防止等に関する条例の概要

この条例では、市民及び川口市を訪れる方々等に対し、市内全域の道路、公園その他公共の場所（室内又は室内に準じる場所は除く。）において、「何人も、路上喫煙をしないよう努めなければならない」ことを規定しており、市内での路上喫煙の自粛をお願いしています。

また、人通りが多く、路上喫煙を禁止することが特に必要と認められる地区を路上喫煙禁止地区（以下「禁止地区」という。）に指定しています。一方で、禁止地区内での歩行者の受動喫煙を防ぐために、喫煙者が喫煙可能な指定喫煙所（以下「喫煙所」という。）を設置しています。

なお、路上喫煙者への罰金および過料等の罰則は設けていませんが、同条例の効果を担保するため、禁止地区内において路上喫煙者に対して必要な指導・勧告を行うことができるよう規定しており、あわせてそれらの禁止地区において巡回員による路上喫煙パトロール及びたばこの吸い殻の不法投棄が顕著な場所への吸い殻等の清掃を実施しています。

3 川口市路上分煙基本計画の策定

令和2年4月の健康増進法改正の施行により、飲食店等の多数の人が出入りする建物は原則禁煙となり、喫煙者はこれまで以上に屋外の喫煙場所を必要とする状況となりました。

加えて、市民からの路上喫煙状況に関する意見について、路上喫煙禁止地区の新規指定や、既存の指定喫煙所の改修・移設等に関する意見が多数寄せられたことから、今後の路上喫煙対策において一定の方向性を定めるため、非喫煙者と喫煙者がお互いに配慮できる分煙を念頭に置いた、禁止地区の指定、喫煙所の設置・改修や啓発等を行っていく、川口市路上分煙基本計画を令和3年度に策定しました。

なお、川口市路上喫煙の防止等に関する条例第3条では、「市長は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙の防止についての施策を総合的に実施しなければならない。」と定めています。

この第3条中の「路上喫煙の防止についての施策を総合的に実施」の内容については、これまで特に定めることはなく、路上喫煙防止の対策を行っていましたが、総合的な観点のもとに、路上喫煙への対策を講じていくための計画を、川口市路上分煙基本計画としました。

当初の計画期間を3年間と定め、この計画期間中において、路上喫煙禁止地区の指定、喫煙所の設置・改修や啓発等の対策を総合的に行いました。

4 主な路上喫煙禁止地区の指定

指定日	指定地区	備考
平成17年12月 1日	J R 川口駅周辺、J R 西川口駅周辺	
平成18年11月 1日	J R 川口駅東口の指定地区を拡大	川口駅東口再開発事業完了に伴い拡大
平成19年10月 1日	川口銀座通り商店街	商店街との協力による取り組みとして指定
平成22年 7月16日	川口西公園	公園内でのたばこの煙による健康被害、火傷・火災を防止するため指定
平成24年 7月 1日	J R・S R 東川口駅周辺	駅周辺の乗降客数の増加に伴い、たばこの煙による健康被害、火傷・火災を防止するため指定
川口市路上分煙基本計画の策定（令和3年6月15日）		
令和 3年10月 1日	S R 川口元郷駅周辺、S R 南鳩ヶ谷駅周辺	川口市路上分煙基本計画の要件による
令和 4年10月 1日	S R 鳩ヶ谷駅周辺、S R 新井宿駅周辺	川口市路上分煙基本計画の要件による
令和 6年 1月 4日	S R 戸塚安行駅周辺	川口市路上分煙基本計画の要件による
令和 6年 1月 4日	J R 西川口駅周辺の指定地区を拡大	川口市路上分煙基本計画の要件による

◎主な路上喫煙禁止地区の範囲



路上喫煙を取り巻く社会環境の変化

1 健康増進法改正による分煙対策への自治体の配慮（望まない受動喫煙対策）

令和 2 年 4 月の厚生労働省の健康増進法改正により、屋内の受動喫煙に関する規制が強化される一方で、屋外についても、国及び地方公共団体は望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙の防止に必要な環境の整備などの措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めるものとなっています。また、同法改正にあわせて通知された喫煙所等の屋外分煙施設の副流煙への配慮などの技術的留意事項を踏まえて、喫煙所等の整備を図っていくものとなっています。

2 地方税制におけるたばこ税の分煙施策への有効活用

総務省の令和 6 年度の地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項において、たばこ税使途の見直しに関連し、「望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、駅前・商店街・公園などの場所における屋外分煙施設等の整備について、地方公共団体がその重要性を認識し、地方たばこ税の活用を含め、民間事業者への助成制度の創設その他の必要な予算措置を講ずるなど積極的に取り組むよう、各地方公共団体の整備方針や実施状況等の把握を行いつつ、より一層促すこととする。」となっています。

3 市民の喫煙状況に対応した必要な対策

埼玉県衛生研究所の令和 4 年国民健康・栄養調査中間報告（埼玉県分）において、令和 4 年の喫煙者の割合が 14.1%で、約 7 人に 1 人が喫煙者となっています。また、川口市において、令和 5 年度の総合計画のための市民意識調査結果報告書の中で、市民の喫煙の有無について調査したところ、喫煙者の割合が 15.3%で、約 7 人に 1 人が喫煙者となっています。

こうしたことから、川口市では、人通りが多い駅周辺において、禁止地区を指定し、あわせて公共の喫煙所を設けています。これは、公共の喫煙所を設けることで、路上喫煙者が減少し、通行者と一定距離を置く分煙に繋がるためです。

さらに分煙を進めるために、路上喫煙者を減らしていくこと、また、喫煙所から漏れるたばこの煙を減らしていくために、単に必要な場所に喫煙所を設けるだけではなく、厚生労働省が推進する路上等の屋外分煙施設の技術的留意事項に配慮した喫煙所の設置や改修なども重要であると考えています。

4 川口市市民意識調査において市民が受動喫煙をうけた場所の1位が路上であること

川口市の令和5年度の総合計画のための市民意識調査結果報告書で、市民が1年間に受動喫煙を受けた場所の1位が路上（65.3%）となっています。

川口市の令和5年度の総合計画のための市民意識調査結果報告書において、路上以外の調査項目では、飲食店（34.2%）、職場（19.3%）及びゲームセンター・パチンコ店等娯楽施設（16.7%）となっています。また、これらについて、令和2年度の市民意識調査と比較すると、屋内での飲食店については17.2%の減少、職場については4.0%の減少、娯楽施設については6.3%の減少となっています。

これは、健康増進法改正において、令和元年7月1日から民間施設等の屋内では原則喫煙禁止となったことから、その対応を行ったことが想定されます。

5 市民からの路上喫煙防止対策への意見等

市民からの路上喫煙状況に関する意見等について、禁止地区の新規地区指定等に関する意見や、既存の喫煙所の改修・移設等に関する意見が多数寄せられましたので、令和3年に策定した川口市路上分煙基本計画（以下「令和3年基本計画」）の期間中の成果とあわせて検証しました。

川口市路上分煙基本計画の期間中における市民等からの意見と成果の検証

川口市の路上喫煙を取り巻く社会環境の変化と、市民等から寄せられた路上喫煙防止に関する多数の意見を踏まえて、令和 3 年基本計画の期間中に行ってきた対策の成果を検証しました。

1 市民意識調査等と市喫煙者に関する検証

	人口 (4 月 1 日 現在)	市民のう ち想定喫 煙者数	市域全駅 1 日当り の乗降客 数	路上で受 動喫煙を 感じた割 合	禁止地区 内喫煙者 の総指導 件数	1 駅当たりの 指導件数
令和 2 年度	608,390	89,433	187,644	69.3%	2,163	721
【健康増進法改正（屋内原則禁煙化）】						
令和 3 年度	607,750	87,516	197,637	65.7%	2,808	562
令和 4 年度	605,067	96,811	214,206	60.9%	4,084	583
令和 5 年度	604,894	92,549	—	65.3%	4,257	532

※ 令和 5 年度の禁止地区内喫煙者の指導件数は令和 6 年 2 月末現在

人口、市民の想定喫煙者数に大幅な増減はない中、令和 4 年度の市域全駅 1 日当りの乗降客数は令和 2 年度と比較し、約 14.2%増加しています。

また、禁止地区内の喫煙者の総指導件数も増加傾向にあり、今後も駅周辺を中心とした受動喫煙対策を行う必要があります。

2 路上喫煙防止に関する市民等からの意見の検証

(件)

	路上喫煙禁止地区内		禁止地区外	その他	総数
	喫煙所に関 する意見	路上喫煙者に 関する意見	主に吸い殻投棄 対策の意見等	全市的な 意見	
令和 2 年度	26	6	5	7	44
【健康増進法改正（屋内原則禁煙化）】					
令和 3 年度	15	11	5	5	36
令和 4 年度	13	6	7	6	32
令和 5 年度	13	6	7	4	30

※ 令和 5 年度の市民等からの意見の件数は令和 6 年 2 月末現在

市への意見については減少傾向にあり、特に喫煙所の設置・撤去などについては減少しています。一方で禁止地区外における喫煙者の副流煙、タバコの吸い殻の不法投棄、路上喫煙やその啓発に関する意見が増加しています。

また、禁止地区内において、喫煙者が喫煙所の位置や禁止地区であることについて、分かりやすく、誘導・周知などを行うことが重要であり、禁止地区外においても、たばこの吸い殻の不法投棄をしないことや、路上喫煙を自粛していただくことについて、周知・啓発を行う必要があります。

3 令和3年基本計画の事業完了に関する検証

（禁止地区指定、喫煙所設置及び禁止地区内の清掃）

	市域の 鉄道駅数	路上喫煙 禁止地区数 （駅周辺）	禁止地区内 喫煙所設置 数	禁止地区内 の吸い殻等 回収総重量	1 駅当りの吸 い殻等回収 重量
令和2年度	8	3	6	5,740kg	1,913kg
【健康増進法改正（屋内原則禁煙化）】					
令和3年度	8	5	8	7,550kg	1,510kg
令和4年度	8	7	10	10,440kg	1,491kg
令和5年度	8	8	12	9,670kg	1,209kg

※ 令和5年度の重量の数値は令和6年2月末現在

令和3年基本計画に基づき、市域全駅の周辺を路上喫煙禁止地区として指定し、各駅1カ所以上の喫煙所を設置しています。その結果、1駅当たりの吸い殻等の回収重量は減少しています。

また、今後も禁止地区内の巡回パトロールを実施するとともに、禁止地区内及び喫煙所内の吸い殻等の清掃を行い、駅周辺道路の環境美化意識の向上を図る必要があります。

4 喫煙所の新設・改修に関する検証

令和3年基本計画により新設または改修する喫煙所は、厚生労働省による屋外分煙施設の技術的留意事項を踏まえて設置しています。

川口市においては、これまでパーティション型の喫煙所を設置して、たばこの副流煙の粉じん濃度（PM2.5）の計測を行い、その有効性について検証しました。

喫煙所内外で生じた副流煙濃度

(朝夕の混雑時の10分間中の1分毎のPM2.5濃度の平均値)

(単位：μg (マイクログラム))

	喫煙所 出入口	喫煙所 真裏の 位置	喫煙所 から風下 7.5m	喫煙所 から風下 15m	1日平均 の環境基 準値
川口駅西口タクシー 乗り場前喫煙所	14.76	35.76	1.80	3.60	35
川口駅東口キューポ・ ラ広場前喫煙所	9.00	5.52	3.36	1.44	

※ 副流煙濃度の算出は副流煙計測前のPM2.5濃度を実測した濃度から減じたもの

各計測値は、多くの地点で1日の平均値が35マイクログラム以下でした。

しかし、パーテーション型ではない川口駅西口タクシー乗り場前喫煙所では、その基準値をわずかに超える地点がありました。

これらのことから、厚生労働省による屋外分煙施設の技術的留意事項を踏まえて、パーテーション型の喫煙所を設置することは有効であると考えます。

川口市路上分煙基本計画 2024

事業成果や社会環境の変化及び市民などの意見を踏まえ、喫煙所の改修や禁止地区の見直しなどに関する対策を推進するために、令和3年基本計画を次のとおり改定しました。

1 路上喫煙禁止地区の指定等及びその方法

川口市路上喫煙の防止等に関する条例第7条では、「特に必要と認める地区」を禁止地区として指定することができるとしています。

この禁止地区の指定は、市民から意見等があった際に、その内容に応じ実施した路上喫煙調査の結果を踏まえて、川口市路上喫煙の防止等に関する条例施行規則第2条による川口市廃棄物対策審議会（以下「審議会」という。）で意見を聞いた上で、禁止地区の指定を行っていました。

令和3年度からは、令和3年基本計画に基づき、市域の禁止地区を指定していない駅周辺について、調査、検証及びパブリック・コメントを行い、その結果を審議会へ意見聴取をした上で、路上喫煙禁止地区として指定しました。

今後も川口市の路上喫煙を取り巻く社会環境の変化及び市民からの意見を踏まえつつ、市内の各駅周辺など特に人の通行が多い場所について、次の要件を満たしている場合は、審議会で見解を聴くものとします。

○路上喫煙禁止地区の指定等をするための要件

- （１）市内の各駅周辺など、特に人の通行が多い場所であること
- （２）市民から意見等が多数あること
- （３）調査・聴き取りなどを行った結果、路上喫煙対策が実施可能であること

2 禁止地区内の必要な路上分煙対策

川口市及び他自治体の路上喫煙対策状況等から、今後も以下の路上分煙対策を実施します。

- （１）非喫煙者と喫煙者の相互に配慮できる分煙化のための喫煙所の設置・改修
- （２）喫煙者が喫煙所の位置及び禁止地区内を認知しやすくする看板、横断幕等による周知及び啓発
- （３）路上喫煙者に対する巡回パトロールの実施
- （４）禁止地区内の清潔な環境を保つための対策として、路上の吸い殻等の清掃

3 市内の路上における分煙ルールとマナーの周知・啓発の促進

法令で定めがないことから、各自治体の路上喫煙への対策が異なっていると考えられます。

そのため、自治体ごとに異なる分煙ルールなどが、市民及び市内の各駅を利用する方に理解されていない場合、禁止地区内外での路上喫煙が想定されます。

したがって、今後も継続して、分煙ルールとマナーの意識向上を図るため、広く周知・啓発することが、重要だと考えます。

4 禁止地区や既存の喫煙所の改修を含む計画の見直し

本基本計画は、川口市の路上喫煙を取り巻く社会環境の変化及び市民などからの意見を踏まえて改定しました。

一方で、路上喫煙に関する健康増進法の改正など、今後、更なる社会環境の変化も想定されます。

したがって、計画期間を令和6年度から5年間とし、必要に応じ本基本計画の見直しを行います。

併せて、本基本計画を実現するために、具体的かつ実現可能な分煙化を行うために、必要に応じて実施計画を策定します。

参考資料

○川口市路上喫煙の防止等に関する条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、路上喫煙の防止について、市長、事業者及び市民等の責務の明示その他の必要な事項を定めることにより、道路等における喫煙マナー及び環境美化意識の向上を図り、もって安全で快適な歩行空間及び清潔な地域環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 道路等 道路、公園その他の公共の場所（室内及びこれに準ずる環境にある場所を除く。）をいう。
- （2） 路上喫煙 道路等において喫煙することをいう。
- （3） 事業者 市内で事業活動を行う全ての者をいう。
- （4） 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

（市長の責務）

第3条 市長は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙の防止についての施策を総合的に実施しなければならない。

2 市長は、事業者及び市民等に対し、路上喫煙の防止についての意識の啓発を図るよう努めなければならない。

（事業者及び市民等の責務）

第4条 事業者及び市民等は、この条例の目的を達成するため、市長が実施する施策に協力しなければならない。

（関係行政機関の責務）

第5条 国、埼玉県その他の関係行政機関は、この条例の目的を達成するため、市長が実施する施策に協力するものとする。

（路上喫煙の防止）

第6条 何人も、路上喫煙をしないよう努めなければならない。ただし、道路等の所有者その他の道路等を管理する権限を有する者が喫煙することができるものとして指定した場所にあつては、この限りでない。

（路上喫煙禁止地区）

第7条 市長は、この条例の目的を達成するため、特に必要と認める地区を、規則で定めるところにより路上喫煙禁止地区（以下「禁止地区」という。）とし

- て指定することができる。
- 2 前項の規定による指定は、終日又は時間帯を限って行うことができる。
 - 3 市長は、規則で定めるところにより、第1項の規定による指定を変更し、又は解除することができる。
 - 4 第1項の規定による指定及び前項の規定による変更又は解除は、その地区を告示することにより行うものとする。

(路上喫煙の禁止)

第8条 何人も、禁止地区内においては、路上喫煙をしてはならない。

(指導及び勧告)

第9条 市長は、前条の規定に違反している者に対して、是正に必要な指導をすることができる。

- 2 市長は、前項の指導に従わない者に対して、是正するよう勧告をすることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年5月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月26日条例第93号)

この条例は、平成23年10月11日から施行する。

○川口市路上喫煙の防止等に関する条例施行規則 (抜粋)

(趣旨)

第1条 この規則は、川口市路上喫煙の防止等に関する条例(平成17年条例第16号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(禁止地区の指定等の手続)

第2条 市長は、条例第7条第1項の規定により路上喫煙禁止地区(以下「禁止地区」という。)を指定し、又は同条第3項の規定により禁止地区の指定を変更し、若しくは解除するときは、あらかじめ川口市廃棄物対策審議会の意見を聴かなければならない。

(禁止地区に係る告示事項)

第3条 条例第7条第4項の規定による告示には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 新たに指定され、又はその内容が変更され、若しくは解除されることとなる禁止地区の範囲

(2) 新たに禁止地区として指定され、又は指定の内容が変更され、若しくは指定が解除されることとなる期日

(3) 新たに指定され、又は変更されることとなる禁止地区としての時間帯

(身分証明書の携帯)

第4条 条例第9条第1項の指導及び同条第2項の勧告を行う職員は、任務の遂行に当たっては、様式第1号の証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(勧告)

第5条 条例第9条第2項の勧告は、様式第2号の勧告書により行うものとする。

附 則

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

(清潔の保持等)

第5条

4 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

(投棄禁止)

第16条

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

○健康増進法（抜粋）

(国及び地方公共団体の責務)

第25条

国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

○屋外分煙施設の技術的留意事項について（平成30年11月9日厚生労働省通知）（抜粋）

「健康増進法の一部を改正する法律」（平成30年法律第78号。以下「改正法」という。）については、7月25日に公布されたところである。

改正法による改正後の健康増進法においては、一部の施設を除き、多数の者が利用する施設については原則屋内禁煙としているものの、屋外については禁

煙等の措置は講じていないところである。一方で、屋外であっても、例えば駅前や商店街などの場所においては、望まない受動喫煙対策を講じる観点から、屋外の分煙施設を設置し、当該分煙施設内で喫煙をできることとする対策をとることが考えられているところである。

こうした屋外分煙施設を設置する際の技術的留意事項については、下記のとおりであるので、御了知の上、関係方面への周知等にご配慮をお願いしたい。

記

○人通りの多い方向に対し、たばこの煙が容易に漏れ出ないようにすること

①壁及び天井で囲まれ、屋外排気設備のある閉鎖系の構造物の場合（コンテナ型）

- ・排気口は、天井近くの高い位置とし、人通りの少ない場所に向いていること
- ・給気口（出入口と兼ねることも考えられる）は、排気口の反対側に設置されていること

②壁で囲まれ、かつ天井が開放された構造物の場合（パーティション型）

- ・壁については、一定程度の高さ（２～３メートル程度）があること
- ・出入口には、方向転換のためのクランクがあること（２回以上のクランクがあることが望ましい）
- ・四方の壁の下部に、給気用の隙間（１０～２０センチメートル程度）があること

※ 天井の一部を囲う場合には、天井に勾配をつけるとともに、壁と天井の間に人通りの少ない場所に向けた排気のための開口面があること

※ 付近の地面より高い位置に設置されることが望ましい

（注）上記は具体例であり、分煙施設の設置場所の状況（周囲の人通りの多さ等）に応じて、分煙施設の周囲での望まない受動喫煙を防ぐための適切な措置を講ずること。

（注）なお、上記の技術的留意事項を満たさない屋外の分煙施設を設置することも可能である。

○令和６年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について（令和６年１月１８日総務省通知）（抜粋）

２ 今後の検討事項等

（３）屋外分煙施設等の整備の促進

望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、駅前・商店街・公園などの場所における屋外分煙施設等の整備について、地方公共団体がその重要性を認識し、地方たばこ税の活用を含め、民間事業者への助成制度の創設その他の必要な予算措置を講ずるなど積極的に取り組むよう、各地方公共団体の整備方針や実施状況等の把握を行いつつ、より一層促すこととする。

○川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例（抜粋）

（市長の責務）

第3条

1 市長は、この条例の目的を達成するため、飲料容器等の散乱の防止についての施策を総合的に実施しなければならない。

（投棄の禁止）

第7条

何人も、飲料容器等をみだりに捨ててはならない。

○SDGs（持続可能な開発目標）（抜粋）

目標3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
ターゲット3. a すべての国々において、たばこの規制に関する世界枠組み期間枠組条約の実施を適宜強化する。

目標11 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する

ターゲット11.6 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。

ターゲット11.7 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。

○WHOたばこの規制に関する世界保健機関枠組み条約（抜粋）

第8条

2 締結国は、国内の職場、公共の輸送機関、屋内の公共の場所及び適当な場合には他の公共の場所におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を国内法によって決定された既存の国の権限の範囲内で採択し及び実施し、並びに権限のある他の当局による当該措置の採択及び実施を積極的に促進する。

○令和4年国民健康・栄養調査中間報告（埼玉県分）

I 調査の概要

2. 調査対象

調査の対象は、令和4年国民生活基盤調査を実施した地区から層化無作為抽出した全国300単位区のうち、埼玉県（保健所設置市含む）が令和4年国民健康・栄養調査として実施した17地区と令和4年埼玉県民栄養調査として実施した6地区の世帯及びこれを構成する満1歳以上（令和4年11月1日現在）の世帯員とした。

調査実施世帯は 238 世帯であり、集計客対数は 440 人であった。

3. 調査項目及び対象年齢

(3) 生活習慣調査票 (20 歳以上) [自記式調査]

食生活、身体活動、休養 (睡眠)、飲酒、喫煙、歯の健康等に関する生活習慣全般を把握した。

4. 調査時期

令和 4 年 11 月中とした。

(3) 生活習慣調査：調査期間中 (令和 4 年 11 月中)

5. 調査方法

(3) 生活習慣調査

留め置き法による質問紙調査とし、生活習慣調査票を配付し記入させた。

6. 調査体制

調査体制は次のとおりである。

厚生労働省一都道府県・保健所設置市一保健所一国民健康・栄養調査員

Ⅲ 集計結果

第 3 部生活習慣調査の結果

第 6 2 表 喫煙の状況一喫煙の状況、年齢階級別、人数、割合
一総数・男性・女性、20 歳以上

		総数		20-29歳		30-39歳		40-49歳		50-59歳		60-69歳		70歳以上	
		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
総数	総数	439	100.0	21	100.0	39	100.0	63	100.0	61	100.0	82	100.0	173	100.0
	毎日吸っている	54	12.3	1	4.8	7	17.9	14	22.2	9	14.8	13	15.9	10	5.8
	時々吸う日がある	8	1.8	0	0.0	1	2.6	2	3.2	2	3.3	2	2.4	1	0.6
	以前は吸っていたが、 1ヶ月以上吸っていない	24	5.5	0	0.0	2	5.1	2	3.2	2	3.3	8	9.8	10	5.8
	吸わない	353	80.4	20	95.2	29	74.4	45	71.4	48	78.7	59	72.0	152	87.9
男性	総数	200	100.0	10	100.0	18	100.0	29	100.0	29	100.0	35	100.0	79	100.0
	毎日吸っている	40	20.0	1	10.0	6	33.3	10	34.5	6	20.7	9	25.7	8	10.1
	時々吸う日がある	6	3.0	0	0.0	0	0.0	2	6.9	2	6.9	1	2.9	1	1.3
	以前は吸っていたが、 1ヶ月以上吸っていない	19	9.5	0	0.0	1	5.6	2	6.9	2	6.9	4	11.4	10	12.7
	吸わない	135	67.5	9	90.0	11	61.1	15	51.7	19	65.5	21	60.0	60	75.9
女性	総数	239	100.0	11	100.0	21	100.0	34	100.0	32	100.0	47	100.0	94	100.0
	毎日吸っている	14	5.9	0	0.0	1	4.8	4	11.8	3	9.4	4	8.5	2	2.1
	時々吸う日がある	2	0.8	0	0.0	1	4.8	0	0.0	0	0.0	1	2.1	0	0.0
	以前は吸っていたが、 1ヶ月以上吸っていない	5	2.1	0	0.0	1	4.8	0	0.0	0	0.0	4	8.5	0	0.0
	吸わない	218	91.2	11	100.0	18	85.7	30	88.2	29	90.6	38	80.9	92	97.9

注) 生活習慣調査票の問 8 に回答した者を集計対象とした。

※年齢調整した、現在習慣的に喫煙している者の割合 (20 歳以上) は、総数 15.6%、男性 25.4%、女性 7.3%。

年齢調整値は、平成 22 年国勢調査による基準人口 (20-29 歳、30-39 歳、40-49 歳、50-59 歳、60-69 歳、70 歳以上の 6 区分) を用いて算出した。

「現在習慣的に喫煙している者」とは、喫煙の状況が「毎日吸っている」または「時々吸う日がある」と回答した者。

問 8: あなたはたばこを吸いますか。あてはまる番号を 1 つ選んで○印をつけて下さい。

○令和5年度 総合計画のための市民意識調査結果報告書（抜粋）

第1章 調査の概要

1. 回収結果

- ・本意識調査は、川口市内在住の18歳以上の男女5,000人を対象に、令和5年6月1日から6月20日にかけて郵送にて実施した。調査対象者は、住民基本台帳をもとに無作為抽出した。
- ・有効回答者数は1,873人、有効回答率は37.5%であった。

2. 報告書を読むにあたって

- ・調査結果の%表記については、小数第2位を四捨五入した値であるため、単数回答でも合計が必ずしも100%になるとは限らない。
- ・複数回答の質問は、回答数を100%として各選択肢の割合を算出しているため、合計は100%を超えている。
- ・図表中のnは回答数を示している。
- ・回答数が小さいものについては、比率が動きやすく分析には適さないため、参考として示すにとどめる。
- ・表中の記号の意味は、以下のとおりである。

全体値より	☆：15.1ポイント以上高い	★：15.1ポイント以上低い
	○：10.1～15ポイント高い	●：10.1～15ポイント低い
	△：5.1～10ポイント高い	▲：5.1～10ポイント低い

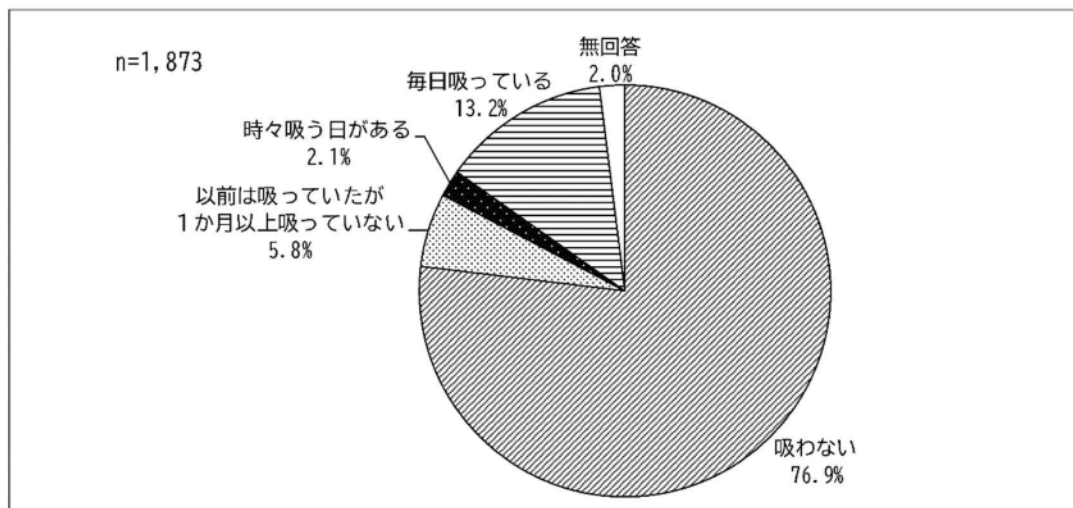
第2章 調査結果

3.3 喫煙の有無

（1）喫煙の有無

- ・喫煙の有無について「吸わない」が76.9%と最も高く、次いで「毎日吸っている」が13.2%、「以前は吸っていたが1か月以上吸っていない」が5.8%、「時々吸う日がある」が2.1%となっている。

【喫煙の有無（全体）】

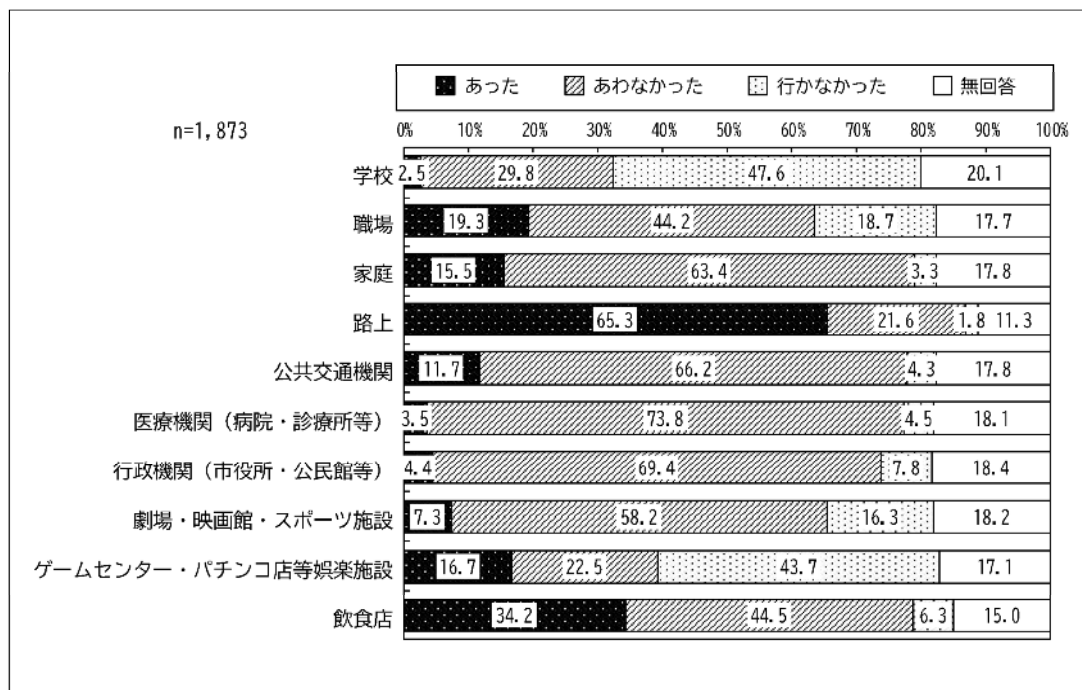


36. 1年間に受動喫煙にあった施設

(1) 1年間に受動喫煙にあった施設

・1年間に受動喫煙にあった施設について、「路上」が65.3%と最も高く、次いで、「飲食店」が34.2%、「職場」が19.3%、「ゲームセンター・パチンコ店等娯楽施設」が16.7%、「家庭」が15.5%などとなっている。

【1年間に受動喫煙にあった施設（全体）】



○令和4年度 総合計画のための市民意識調査結果報告書（抜粋）

第1章 調査の概要

1. 回収結果

- ・本意識調査は、川口市内在住の18歳以上の男女5,000人を対象に、令和4年6月1日から6月20日にかけて郵送にて実施した。調査対象者は、住民基本台帳をもとに無作為抽出した。
- ・有効回答者数は2,100人、有効回答率は42.0%であった。

2. 報告書を読むにあたって

- ・調査結果の%表記については、小数第2位を四捨五入した値であるため、単数回答でも合計が必ずしも100%になるとは限らない。
- ・複数回答の質問は、回答数を100%として各選択肢の割合を算出しているため、合計は100%を超えている。
- ・図表中のnは回答数を示している。
- ・回答数が小さいものについては、比率が動きやすく分析には適さない

- め、参考として示すにとどめる。
- ・表中の記号の意味は、以下のとおりである。

全体値より	☆：15.1 ポイント以上高い ○：10.1～15 ポイント高い △：5.1～10 ポイント高い	★：15.1 ポイント以上低い ●：10.1～15 ポイント低い ▲：5.1～10 ポイント低い
-------	--	--

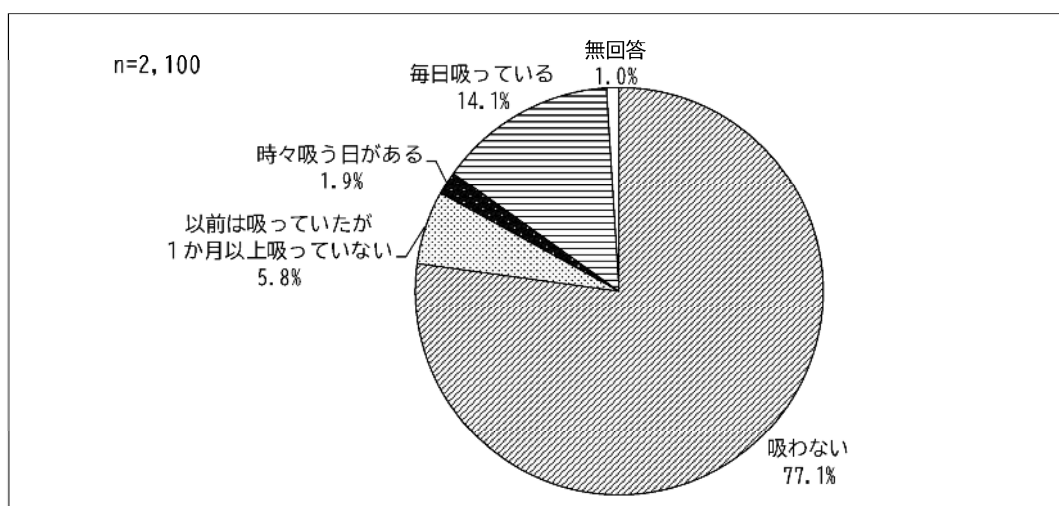
第2章 調査結果

18. 喫煙の有無

(1) 喫煙の有無

- ・喫煙の有無について「吸わない」が77.1%と最も高く、次いで「毎日吸っている」が14.1%、「以前は吸っていたが1か月以上吸っていない」が5.8%、「時々吸う日がある」が1.9%となっている。

【喫煙の有無（全体）】

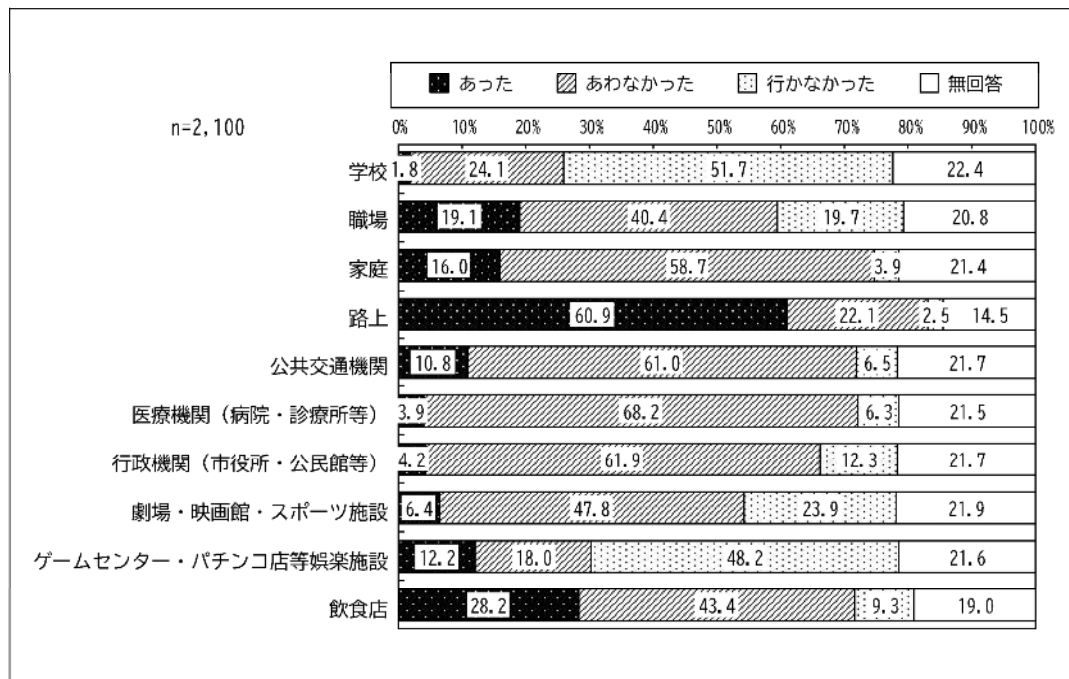


19. 1年間に受動喫煙にあった施設

(1) 1年間に受動喫煙にあった施設

- ・1年間に受動喫煙にあった施設について、「路上」が60.9%と最も高く、次いで、「飲食店」が28.2%、「職場」が19.1%、「家庭」が16.0%、「ゲームセンター・パチンコ店等娯楽施設」12.2%などとなっている。

【1年間に受動喫煙にあった施設（全体）】



○令和3年度 総合計画のための市民意識調査結果報告書（抜粋）

第1章 調査の概要

1. 回収結果

- ・本意識調査は、川口市内在住の18歳以上の男女5,000人を対象に、令和3年6月1日から6月21日にかけて郵送にて実施した。調査対象者は、住民基本台帳をもとに無作為抽出した。
- ・有効回答者数は1,722人、有効回答率は34.4%であった。

2. 報告書を読むにあたって

- ・調査結果の%表記については、小数第2位を四捨五入した値であるため、単数回答でも合計が必ずしも100%になるとは限らない。
- ・複数回答の質問は、回答数を100%として各選択肢の割合を算出しているため、合計は100%を超えている。
- ・図表中のnは回答数を示している。
- ・回答数が小さいものについては、比率が動きやすく分析には適さないため、参考として示すにとどめる。
- ・表中の記号の意味は、以下のとおりである。

全体値より	☆：15.1ポイント以上高い	★：15.1ポイント以上低い
	○：10.1～15ポイント高い	●：10.1～15ポイント低い
	△：5.1～10ポイント高い	▲：5.1～10ポイント低い

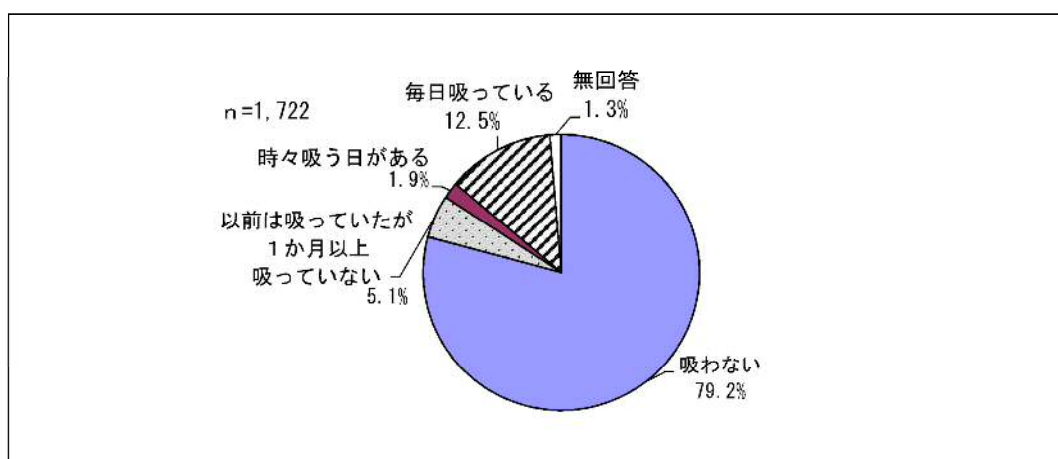
第2章 調査結果

18. 喫煙の有無

(1) 喫煙の有無

・喫煙の有無について「吸わない」が79.2%と最も高く、次いで「毎日吸っている」が12.5%、「以前は吸っていたが1か月以上吸っていない」が5.1%、「時々吸う日がある」が1.9%となっている。

【喫煙の有無（全体）】

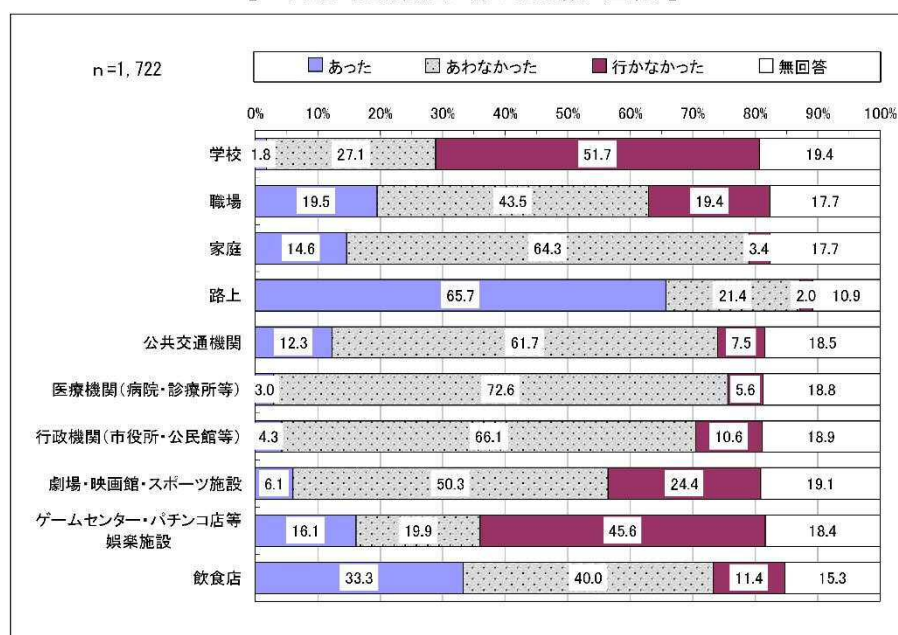


21. 1年間に受動喫煙にあった施設

(1) 1年間に受動喫煙にあった施設

・1年間に受動喫煙にあった施設について、「路上」が65.7%と最も高く、次いで、「飲食店」が33.3%、「職場」が19.5%、「ゲームセンター・パチンコ店等娯楽施設」が16.1%、「家庭」が14.6%などとなっている。

【1年間に受動喫煙にあった施設（全体）】



○令和２年度 総合計画のための市民意識調査結果報告書（抜粋）

第１章 調査の概要

１．回収結果

- ・本意識調査は、川口市内在住の１８歳以上の男女５,０００人を対象に、令和２年６月１日から６月２２日にかけて郵送にて実施した。調査対象者は、住民基本台帳をもとに無作為抽出した。
- ・有効回答者数は１,９５９人、有効回答率は３９.２％であった。

２．報告書を読むにあたって

- ・調査結果の％表記については、小数第２位を四捨五入した値であるため、単数回答でも合計が必ずしも１００％になるとは限らない。
- ・複数回答の質問は、回答数を１００％として各選択肢の割合を算出しているため、合計は１００％を超えている。
- ・図表中のｎは回答数を示している。
- ・回答数が小さいものについては、比率が動きやすく分析には適さないため、参考として示すにとどめる。
- ・表中の記号の意味は、以下のとおりである。

全体値より	☆：１５.１ポイント以上高い	★：１５.１ポイント以上低い
	○：１０.１～１５ポイント高い	●：１０.１～１５ポイント低い
	△：５.１～１０ポイント高い	▲：５.１～１０ポイント低い

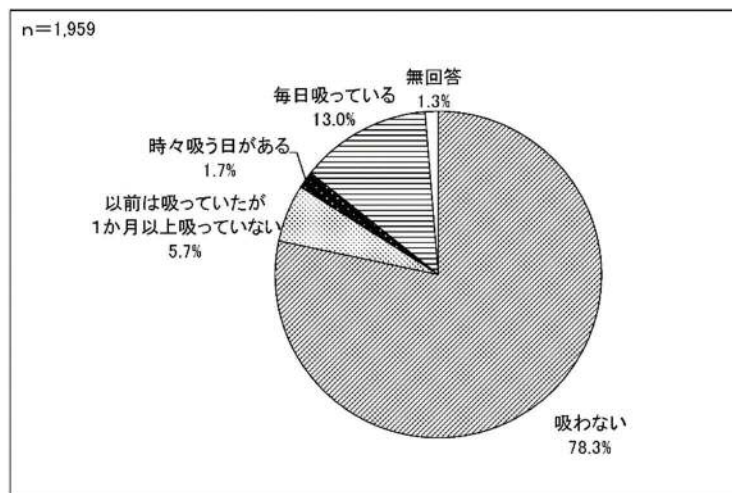
第２章 調査結果

２.６．喫煙の有無

（１）喫煙の有無

- ・喫煙の有無について「吸わない」が７８.３％と最も高く、次いで「毎日吸っている」が１３.０％、「以前は吸っていたが１か月以上吸っていない」が５.７％、「時々吸う日がある」が１.７％となっている。

【喫煙の有無（全体）】

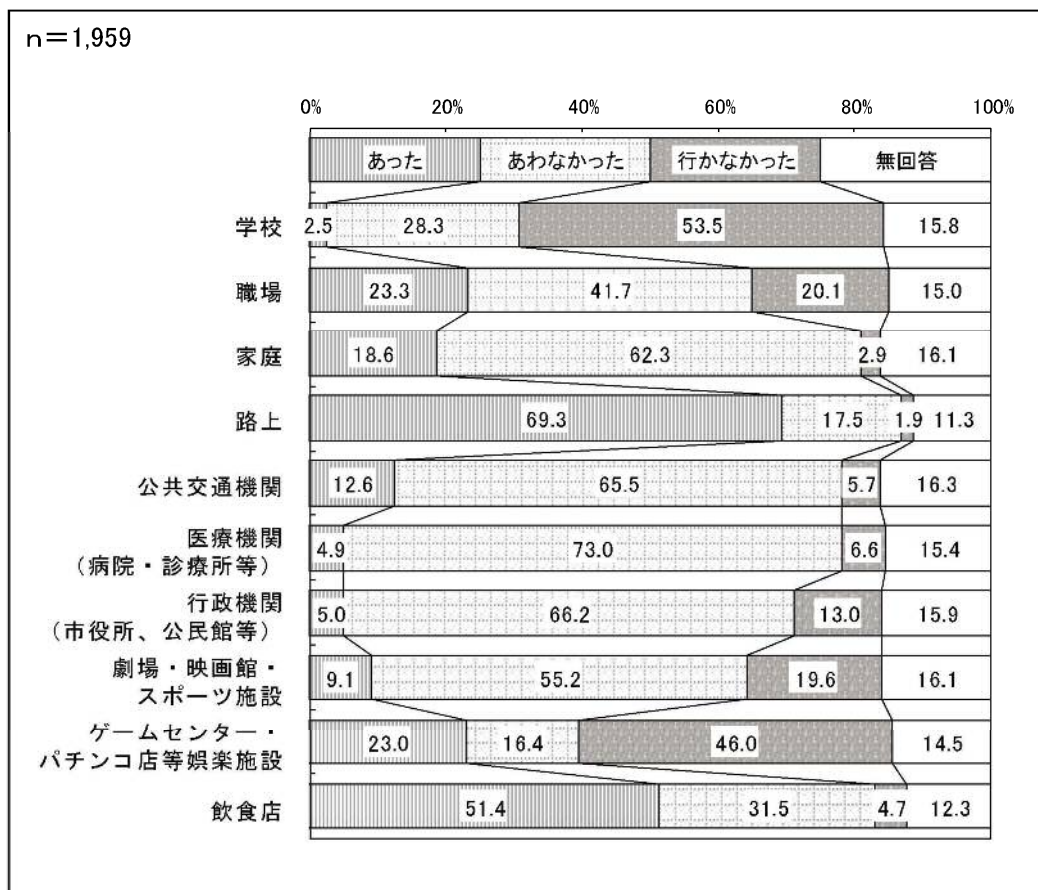


29. 1年間に受動喫煙にあった施設

(1) 1年間に受動喫煙にあった施設

・1年間に受動喫煙にあった施設について、「路上」が69.3%と最も高く、次いで、「飲食店」が51.4%、「職場」が23.3%、「ゲームセンター・パチンコ店等娯楽施設」が23.0%、「家庭」が18.6%などとなっている。

【1年間に受動喫煙にあった施設（全体）】



○各駅一日当り乗降客数

(東日本旅客株式会社(JR)、埼玉高速鉄道株式会社(SR)各ホームページ)

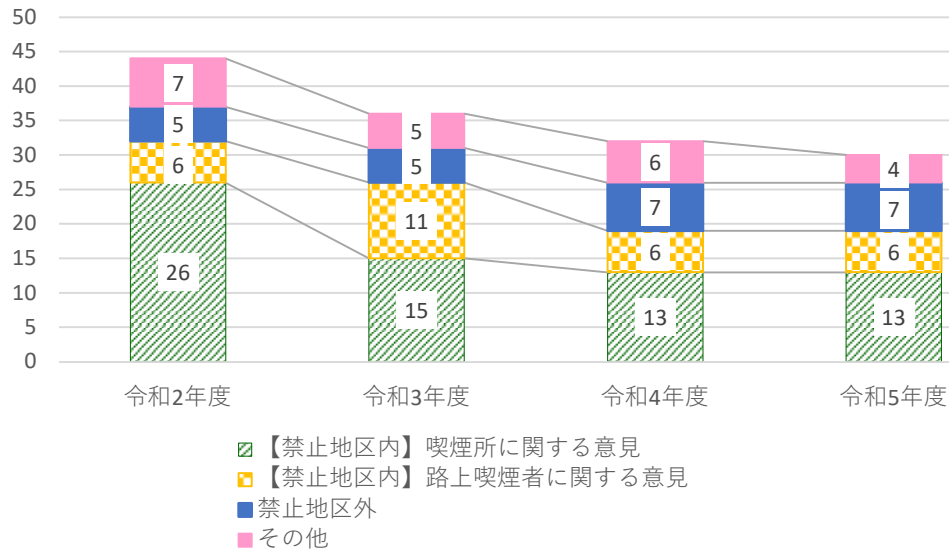
駅別乗降客数 (令和4年度)				駅別乗降客数 (令和3年度)			駅別乗降客数 (令和2年度)		
	JR (人)	SR (人)	合計	JR (人)	SR (人)	合計	JR (人)	SR (人)	合計
川口駅	71,354		71,354	66,919		66,919	64,428		64,428
西川口駅	50,446		50,446	47,138		47,138	45,588		45,588
東川口駅	35,046	15,959	51,005	31,994	14,177	46,171	28,612	13,179	41,791
川口元郷駅		9,757	9,757		8,886	8,886		8,500	8,500
南鳩ヶ谷駅		7,572	7,572		6,866	6,866		6,624	6,624
鳩ヶ谷駅		10,777	10,777		9,794	9,794		9,402	9,402
新井宿駅		5,493	5,493		4,920	4,920		4,722	4,722
戸塚安行駅		7,802	7,802		6,943	6,943		6,589	6,589
8駅合計	156,846	57,360	214,206	146,051	51,586	197,637	138,628	49,016	187,644

路上喫煙に関する市民からの意見

(件)

	路上喫煙禁止地区内		禁止地区外	その他	総数
	喫煙所に関する意見	路上喫煙者に関する意見	主に吸い殻投棄対策の意見等	全市的な意見	
令和2年度	26	6	5	7	44
【健康増進法改正（屋内原則禁煙化）】					
令和3年度	15	11	5	5	36
令和4年度	13	6	7	6	32
令和5年度	13	6	7	4	30

路上喫煙防止に関する市民からの意見 (各年度の主な項目の推移)



路上喫煙防止に関する市民からの意見 (各年度の主な項目の割合)

